（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
二百三十三～二百三十九	（略）	（略）
二百四十	テトラヒドロフラン	○・一パーセント未満
二百四十一	二・四・六―トリクロロフェノール	○・一パーセント未満
二百四十二	フルフリルアルコール	一パーセント未満

（有害物ばく露作業報告の対象及び期間）

第二条　事業者は、次の表の上欄に掲げる期間に一の事業場において製造し、又は取り扱った同表の中欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（前条の表の中欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。）を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される次の表の中欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、同表の下欄に掲げる期間に、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

対象期間	対象物質	提出期間
（削る）		
（略）	（略）	（略）
平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（二百四十の項から二百四十二の項までのものに限る。）	平成三十一年一月一日から同年三月三十一日までの間

二百二十七	二・四・六―トリクロロフェノール	○・一パーセント未満
二百二十八	N―ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	○・一パーセント未満
二百二十九	ヒドロキノン	○・一パーセント未満
二百三十	N―（ホスホノメチル）―グリシン（別名グリホサート）	○・一パーセント未満
二百三十一	メタクリル酸二・三―エポキシプロピル	○・一パーセント未満
二百三十二	硫酸ジイソプロピル	○・一パーセント未満
二百三十三～二百三十九	（略）	（略）
（新設）		
（新設）		
（新設）		

（有害物ばく露作業報告の対象及び期間）

第二条　事業者は、次の表の上欄に掲げる期間に一の事業場において製造し、又は取り扱った同表の中欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（前条の表の中欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。）を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される次の表の中欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、同表の下欄に掲げる期間に、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

対象期間	対象物質	提出期間
平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（二百十五の項から二百三十二の項までのものに限る。）	平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間
平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（二百三十三の項から二百三十九の項までのものに限る。）	平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの間
（新設）		